

いと法定化されていく。いろいろ地域の実態といふふうに今局長おっしゃいましたけど、私は、国が責任でこれが最低ラインですというふうに決算するということにしてけば、これは問題生じないのではないかというふうに考えております。

大臣、これは大きな政治論としてお伺いしたいんですけれども、例えば中央最賃審議会が目安を決めまして、これ最初から地域別に四ランクに分けられてるんですね。その結果、今年、先ほどちよと言いましたが、十四円というと例年になく上がったけれども、しかし東京と青森の格差というのは逆に更に広がったという実態、これは事実としてござります。青森の東奥日報というローカル紙は、最賃九円引上げ、でも喜べないという社説を掲げまして、景気が良くて人手不足から賃金を上げる流れにある大都市には、本県のような地方は更に差を付けられる、こう書いてあります。

これ以上格差と貧困を広げていいかということについて、これはもちろん中小企業支援を抜本的に強化するということが私は必要だと思いますが、それをやりつつ、やはり地域格差を縮小していくためにも、国の責任で全国どこでも最低に今までどいうラインを設定する」と。これがやはり必要にならざるのではなく、かと思ふんですが、格差、貧困は正のためはどうなつかお伺いした。

○國務大臣（舛添要一君） 小池委員のおつやつた方向も一つの手だと思います。ただ、私は逆に、やっぱり各地域で物価の水準も違う、いろんな要因が違う、そうすると、きめの細かさを売り物というか、きめの細かさを主眼として個別に対応する方がその対応を受ける方は有り難いのかなという面もまたもう一つあります。そして、これから日本の国づくりをどうするか、余りにも地域格差、貧富の格差、こういうことがあってはいけないというふうに私は思っていますけれども、しかば逆にすべてひとつで画一的であつていいのか。

うふうに今局長おっしゃいましたけど、私は、国が責任でこれが最低ラインですというふうに決算するということにしてけば、これは問題生じないのではないかというふうに考えております。

大臣、これは大きな政治論としてお伺いしたいんですけれども、例えは中央最賃審議会が目安を決めまして、これ最初から地域別に四ランクに分けられてるんですね。その結果、今年、先ほどちよと言いましたが、十四円というとが最もそこから上というふうに決めるか、それが全体の物差しをどうに置いてその幅を決めるか、いろんなやり方があるのかと思いますけれども、少なくともきめの細かい対応ができるという意味においては四十七都道府県で今のようない形で行うところは決して悪い手ではないといつづらうに考えております。

○小池晃君 きめを細かく一千円超えれば何も私もこう申し上げないんですが、やはり全国一律でないといふことが複雑にして、最低賃金引き上げることをやつぱり障害になつてゐるという面もあると思うんで、これはやはり世界の流れを見ていたい。やはりきわめて全国一律といふようにすぐきだというふうに申し上げたいと思ひます。

修正部分について提出者に質問したいんです

が、政府案になかった「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」という文言が加えられております。「この修正によって、少しでもこう引き上がるといふことを期待されているんだと思うんですが、提出者としてはこの修正によってどのような変化、影響が最低賃金額の決定にもたらされる期待されてるのか、お答えいただきたい。

○衆議院議員（細川律夫君） 小池委員にお答えいたします。

衆議院の方での審議におきましては、政府はこの政府原案の九条第三項の趣旨についてこのように答弁いたしました。

生活保護との関係は、地方最低審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金法の書きぶりとしては、生活保護との整合性を配慮すると規定しているところであります。これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると答弁をいたしておるわけですが、

だから、地方の自立、地方の独自性、そういうこともまた例えは道州制の議論の中なんかで起つてきていることありますので、私は、「これ

すなわち、政府が提出いたしました原案は、

地域別最低賃金、三つの決定基準のうち労働者の生計費につきましては、生活保護に係る施設との整合性に配慮することとしていましたが、

これが全体の物差しをどうに置いてその幅を決めるか、いろんなやり方があるのかと思いますけれども、少なくともきめの細かい対応ができる

うふうに今局長おっしゃいましたが、これが最もそこから上というふうに決めるか、それが全体の物差しをどうに置いてその幅を決めるか、いろんなやり方があるのかと思いますけれども、少なくともきめの細かい対応ができる

のが本修正の意図でござります。

○小池晃君 最後 大事なことを書いていただけだと思いますが。

私どもは、世界の流れからも実態からも、基本とするというふうに原則にすべきだと思ってます。

そのため、この最低賃金の決定の際に生活費を考慮するに当たつては、生活保護との整合性について、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう

修正を行うこととしたものでございます。これによりまして、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護の水準を下回らないと、こういうふうにすぐきだというふうに申し上げたいと思ひます。

そこで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域最低賃金は都道府県単位で決定されおりませんし、生活保護は市町村の六段階の級地に区分していることなどがござります。生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なるということがござります。生活保護では、必要に応じた各種加算や住宅補助、あるいはまだ医療補助などがございまして、そういう論点をどのように考慮するのかとどうことが問題となつてゐるといふでございます。

そこで、まだ……

○委員長（猪木司君） 細川君、簡潔に願います。

○小池晃君 もう大体分かりました。

○衆議院議員（細川律夫君） はい、分かりました。

それで、最後に申し上げますが、最低賃金の考慮要素であります生計費と生活保護とは異なるものだという認識に立つて、双方共通の規範であります憲法二十五条の規定を加えることによつまして、最低賃金を生活保護水準以

○委員長(岩本司君) 労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、五名の参考人が御覧見を伺います。

本日御出席いただいております参考の方々を御紹介申し上げます。

日本労働組合総連合会総合労働局長の長谷川裕子参考人でございます。

社団法人日本経済団体連合会専務理事の荒木尚志参考人でございます。

東京大学大学院法学政治学研究科教授の報機器労働組合(アムロ)中央執行委員長の生熊茂実参考人でございます。

全国労働組合総連合副議長・全日本金属情

報機器労働組合(アムロ)中央執行委員長の藤みどり参考人でございます。

この際、参考の方々に一言お話し申しあげます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、両案の審査の参考にさせていただかないと存じますので、何ぞよろしくお願いいたします。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者とともに発言は着席のままで結構でござります。

それでは、まず長谷川参考人にお願いいたし

○参考人(長谷川裕子君) 連合の総合労働局長の長谷川です。

本日は、最低賃金法及び労働契約法について私どもの意見を述べる場を与えていただきまして、ありがとうございます。ありがとうございます。

まず初めに、今回の最低賃金法の改正につい

て述べさせていただきます。

現在の雇用労働者のめぐる状況を見ますと、

正規と非正規労働者、地域間、企業規模間、世代間、男女間などにおける格差の拡大、二極化が大きな問題となっております。とりわけ、働いても働いても貧困から抜け出せないワーキングアーラーの問題を私たちは真摯に受け止めなければなりません。

労働基準法は、その第一条で、労働条件の原則で、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならぬとしており、その趣旨を踏まえて、最低賃金制度でも、すべての労働者の労働条件の下支えとして機能させることが必要であります。しかし、現在の地域別最低賃金の水準は、一般的な労働者の生活水準と比較しても、また労働の対価としても、余りにも低いと考えます。これは労働の尊厳を否定するものであり、社会的セーフティーネットとしての機能を果たしていないとは言い難いのではないかでしょうか。

最低賃金の決定に当たっては、通常の事業に期待することができる賃金経費の負担能力や必要最低生計費の実態を十分に考慮して、賃金の底支え機能を強化すべきと考えております。今回の改正により、賃金の最低限を保障するセーフティーネットとしての機能強化を図ることができると受け止めております。

一方、地域における団体交渉を補完し、事業の公正な競争の確保と公正な賃金決定ルールの確立のために、産業別最低賃金が果たす機能と役割は極めて重要であります。今日まで

制度をはぐくんできた労使や関係者の努力を高く評価すべきであります。また、今回の改正により、産業別最低賃金の枠組みを継承することができたことを評価しております。さりに、

水準の改善はもとより、機能の拡充を図り、使いやすい制度とすべきであると考えております。

今回の改正を踏まえて、連合は、生活できる

ことができたことを評価しております。

水準の改定はもとより、機能の拡充を図り、使

用

以上で最低賃金法及び労働契約法に関する私の意見陳述を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、紀陸参考人にお願いいたします。紀陸参考人。

○参考人(紀陸孝君) ありがとうございます。

座つたままで恐縮であります。日本経団連、紀陸と申します。本日は労働契約法案と最低賃金法の改正案に関する見解を述べさせていただ

く機会を賜りまして、冒頭に御礼申し上げま

す。

次に、最低賃金法の問題に移らせていただ

いたいと存じます。

この最賃法の改正法案、一〇〇五年四月に厚生労働大臣から労政審に諮問がなされまして、以来二〇〇六年十一月まで公労使の三者構成の委員によって真摯な論議を重ね、金会一致でまとめられたという経緯がございました。さきの衆議院での御審議において一部修正がございましたけれども、大枠の趣旨が変わったものではないと認識しております。改正法案を支持する次第でございます。

さらずに、地域別最低賃金につきまして、私ども日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることがありますので、この点も評価させていただきます。

さらずに、地域別最低賃金につきまして、私ども日本経団連といたしましては、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘

察して総合的に決めることがなっておりま

す。これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する。そういうことが付け

られました。そういう意味で、法案が

地域別最低賃金をセーフティーネットと位置付けて、すべての地域における地域別最低賃金

も、すべての労働者に対する賃金のセーフティーネットとして最低賃金の役割の重要性を主張してまいりました。

日本経団連、かねてからでござりますけれども、すべての労働者に対する賃金のセーフティーネットとして最低賃金の役割の重要性を主張してまいりました。そういう意味で、法案が

地域別最低賃金をセーフティーネットと位置付けて、すべての地域における地域別最低賃金

の決定を義務付けたことについては何ら異論を持つものではございません。

一方、地域別最低賃金が機能している中で、屋上屋を架す形で産業別最低賃金が設定されております。法案では特定最低賃金と称す

ることになつておりますけれども、この産業別最賃の廃止を訴えてまいりました。改正法案で

は、それが廃止になつてしませんけれども、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによって設定すると、そういうことを明確にされたり、かつ民事効によって履行を担保する形になつております。今回の法改正でもって産業別最低賃金の役割が大きいに減退するというふうな受け止め方はありますけれども、罰則が科されなくなつたということではありますけれども、從来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつております。とりわけ、労働者側に對して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話合いが決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一步前進するものだというふうに理解しております。

さらずに、地域別最低賃金につきまして、私ども日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることがありますので、この点も評価させていただきます。

は、それが廃止になつてしませんけれども、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによって設定すると、そういうことを明確にされたり、かつ民事効によって履行を担保する形になつております。今回の法改正でもって産業別最低賃金の役割が大きいに減退するというふうな受け止め方はありますけれども、罰則が科されなくなつたこと、ことではありますけれども、從来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつております。とりわけ、労働者側に對して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話合いが決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一步前進するものだというふうに理解しております。

以上で最低賃金法及び労働契約法に関する私の意見陳述を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、紀陸参考人にお願いいたします。紀陸参考人。

○参考人(紀陸孝君) ありがとうございます。

座つたままで恐縮であります。日本経団連、紀陸と申します。本日は労働契約法案と最低賃金法の改正案に関する見解を述べさせていただ

く機会を賜りまして、冒頭に御礼申し上げま

す。

次に、最低賃金法の問題に移らせていただ

いたいと存じます。

この最賃法の改正法案、一〇〇五年四月に厚生労働大臣から労政審に諮問がなされまして、以来二〇〇六年十一月まで公労使の三者構成の委員によって真摯な論議を重ね、金会一致でまとめられたという経緯がございました。さきの衆議院での御審議において一部修正がございましたけれども、大枠の趣旨が変わったものではないと認識しております。改正法案を支持する次第でございます。

さらずに、地域別最低賃金につきまして、私ども日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることがありますので、この点も評価させていただきます。

さらずに、地域別最低賃金につきまして、私ども日本経団連といたしましては、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘察して総合的に決めることがなっておりま

す。これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する。そういうことが付けられました。そういう意味で、法案が

地域別最低賃金をセーフティーネットと位置付けて、すべての地域における地域別最低賃金も、すべての労働者に対する賃金のセーフティーネットとして最低賃金の役割の重要性を主張してまいりました。

日本経団連、かねてからでござりますけれども、すべての労働者に対する賃金のセーフティーネットとして最低賃金の役割の重要性を主張してまいりました。そういう意味で、法案が

地域別最低賃金をセーフティーネットと位置付けて、すべての地域における地域別最低賃金の決定を義務付けたことについては何ら異論を持つものではございません。

一方、地域別最低賃金が機能している中で、屋上屋を架す形で産業別最低賃金が設定されております。法案では特定最低賃金と称す

うな観点から、生計費を考慮するに当たっては、生活保護より低い最低賃金、こういう批判を受けたものと考えられますが、これが改正法に盛り込まれていることはやむを得ないとどうふうに考えております。

最後でございますが、「これは改正法案の内容に直接関係することではないませんけれども、この最適の引上げの及ぼす企業経営への影響という点でござります。

一つだけ統計データの紹介で申し述べさせます。せんが、法人企業の収益実態、これを平成十七年度の税務統計から見ますと、今現在、十七年度現在でござりますけれども、全法人の実に六七%が欠損企業であります。七割弱の企業が全法人レベルで欠損法人であります。とりわけ資本金五百万円未満の法人企業で七四%、五社のうち四社が欠損法人になつております。このようなのが実態でござります。

仮に、企業の生産性を無視して最低賃金が引き上げられてまいりますと、特に中小企業の経営を圧迫し、企業の雇用維持、多くの方が雇用維持を望んでおられますので、その雇用維持に極めて困難な状況を招きかねない、といふことを大変危惧いたしております。「この点を改めて御認識賜れば幸いか」というふうに存じます。

以上で陳述を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

○参考人(荒木尚志君) 東京大学大学院法学政治理学研究科の荒木と申します。

私は、労働法の研究者としてしまして、一〇四年四月以降、一年半にわたって開催されました今後の労働契約法制の在り方に関する研究会、いわゆる労働契約法制研究会のメンバーとして、あるべき労働契約法についての議論に参画いたしました。また、二〇〇五年十月からは、労働条件分科会の公益委員としてまして、

うな観点から、生計費を考慮するに当たっては、生活保護より低い最低賃金、こういう批判を受けたものと考えられますが、これが改正法に盛り込まれていることはやむを得ないとどうふうに考えております。

最後でござりますが、「これは改正法案の内容に直接関係することではないませんけれども、この最適の引上げの及ぼす企業経営への影響という点でござります。

一つだけ統計データの紹介で申し述べさせます。せんが、法人企業の収益実態、これを平成十七年度の税務統計から見ますと、今現在、十七年度現在でござりますけれども、全法人の実に六七%が欠損企業であります。七割弱の企業が全法人レベルで欠損法人であります。とりわけ資本金五百万円未満の法人企業で七四%、五社のうち四社が欠損法人になつております。このようなのが実態でござります。

仮に、企業の生産性を無視して最低賃金が

引き上げられてまいりますと、特に中小企業の経営を圧迫し、企業の雇用維持、多くの方が雇用維持を望んでおられますので、その雇用維持に極めて困難な状況を招きかねない、といふことを大変危惧いたしております。「この点を改めて御認識賜れば幸いか」というふうに存じます。

以上で陳述を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

○参考人(荒木尚志君) ありがとうございます。

次に、荒木参考人にお願いいたします。荒木参考人。

○参考人(荒木尚志君) 東京大学大学院法学政治理学研究科の荒木と申します。

私は、労働法の研究者としてしまして、一〇四年四月以降、一年半にわたって開催されました今後の労働契約法制の在り方に関する研究会、いわゆる労働契約法制研究会のメンバーとして、あるべき労働契約法についての議論に参画いたしました。また、二〇〇五年十月からは、労働条件分科会の公益委員としてまして、

今般提出されております労働契約法の立案にも関与いたしました。したがいまして、以下では労働契約法を中心て意見を述べさせていただきたく存じます。

最後に、最低賃金法について一言述べさせていただきます。

今回の最低賃金法改正は、從来存在した三つの最低賃金制度のうち、ほとんど利用されてこなかった協約拡張方式による最低賃金を廃止し、地域別最低賃金と産業別最低賃金に再編するものです。そして、「これまでよくそうしておりました地域別最低賃金と産業別最低賃金の関係を整理し、また地域別最低賃金については罰則を強化し、そして近時議論となつておりました生活保護との逆転現象について両施策の整合性に配慮することを規定したものであります。

雇用形態が多様化する中で、最低賃金のセーフティーネットとしての役割はますます重要となっていくこと、こういった考え方であります。今般の改正提案は、そうした要請にこたえるべきなさえたものというふうに理解しております。

以上で、私の意見陳述といたします。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、生態参考人にお願いいたします。生態参考人。

○参考人(生態茂実君) 御紹介いただきまし

た、全労連副議長、J.M.I.U中央執行委員長の生態と申します。

本日の参議院厚生労働委員会で参考人とし

て意見を述べる機会をいただきましたことに、まずお詫び申し上げたいと思います。

次に、最低賃金法案について意見を述べます。

修正された最低賃金法案は、第九条二項で、

地域別最低賃金は、地域における労働者の生

計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能

力を考慮してとされ、三項で、労働者の生計費

を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するとされています。

しかし、働いてるのに生活保護より低い最低賃金、こういう批判を受けたものと考えられま

すけれども、まだこれでは不十分だと思ひます。職業に就いて労働するためには職業や通勤に

ふさわしい費用が掛かります。そのような職業関係費用は生活保護の中にありません。労働者の生計費という場合にはそれらを考慮しなければならない、このように思います。そのよう

な修正と支払能力についての削除を求みたいと考へます。

また、今年の地域別最低賃金は、ここ数年に

なった平均で十四円という引上げがありましたが、地域別の格差は広がりました。これでは地域の経済格差が一層広がります。今多くの労働者と労働組合が求めてる時給千円をという全国一律の最低賃金を定めた上で、

産業別、地域別の上乗せを図る方式が求められており、「この点での抜本的な修正を求める

と思います。

最後になりますが、私は二〇〇三年衆議院厚生労働委員会で労働基準法改正についてや

はり参考人として意見を述べました。その中で、労働法制に関する規制緩和が次々に行われて

いけば、それは今問題になっている少子化やあ

るは年金の崩壊、こういったものが一層ひどくなるのではないか、そういう心配を申し述べまし

た。今正に私たちが心配したような方向で事

態は進んだのではないでしょうか。

今社会的にワーキングプアや貧困と格差、地

方と都市の格差が大きな問題になり、これらに

対する国民の意思が七月の参議院選挙の結果に反映したと思います。現段階での労働二法

案では、残念ながらワーキングプアや貧困と格差はなくせません。民意は国民や労働者状態の改善を強く望んでいます。民意に沿つた方向

での大幅な修正が行われるよう求めたいとい

うふうに思います。

なお、最低賃金の引上げについて、中小企業の経営としてはとても負担できぬ、このよう

な議論がありますが、私はそうは思ひません。今、日本の大企業は、先日、日本経済新聞六月十四日付けで報道されたように、四年連続最高益で三十一兆八千八百億円もの利益を上げております。しかし、中小企業は厳しい、という実態があります。私は、大企業は利益を上げていられるけれども、なぜ中小企業の経営が厳しいのか、このことについて指摘をしておきたいというふう

おも関与いたしました。したがいまして、以下では労働契約法を中心て意見を述べさせていただ

きました。

私たちは実態でも賃金が上がり倒産をした企業というのはありません。それは大企業から大幅な単価の切下げがあつたり、あるいは無理な仕事を押し付けられたり、こういった中で經營が困難になる、この実態が進んでくるんです。私は、下請振興法の振興基準、これでも明確にさ

れておりますように、親事業者が下請中小企業に対して適正な利益と下請中小企業で働く労働者の労働条件の改善ができるようなりような価格を決める、このことこそが今求められているというふうに思ひます。

中小零細業者の中には、旋盤を回す下請機械屋さんがおりますけれども、時間単価が今千六百円と、このように言われています。労働者の賃金と余り変わらない、あるいはそれよりもひどいと、こんなことまで生まれています。なぜこのようなることが起るのか、これでは借り工場の家賃を払つたり、あるいは機械の減価償却を図ることもできません。これは、今申し上げたような親事業者による下請中小企業に対して、この単価の決め方、一方的な引下げや、あるいは納入について無理な納入をさせる、このようないことに原因があるのではないか、このように考へております。

是非民意に沿つた方向での本二法案に対しても大幅な修正が行われるように求めることを申し上げまして、参考人としての意見表明とさせていただきたく思います。

ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございました。
た。

次に、伊藤参考人にお願いいたします。伊藤
参考人。

○参考人(伊藤みどり君) 御紹介いただきま
した、働く女性の全国センターの伊藤みどりで
す。本日の国会質疑に参考人として陳述でき
ることを大変光栄に思います。

プロフィールで皆さんにお配りしているように、
私のライフワークは女性の労働問題であり、三
十年近くの間、現場の働いている人たちの悲鳴
のような生の労働相談を聞き、問題の改善、解
決に力を尽くしてきました。その数はおよそ、
現在でも私一人で毎日数件の労働相談を受け
ていただけていますので、延べにして五千件以上になると
思います。

私は、今年一月、北は北海道から南は九州ま
で、女性のためのUNIONとNGOの仲間たちと
ともに、全国をつなぐ働く女性の全国センター
を立ち上げました。働いている人たちの現場に
最も近い立場で活動してきたところから、今國
会で審議されています労働契約法について、ボ
イントを絞つて意見を述べていきたいと思います。

○委員長(岩本司君) ありがとうございました
た。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりま
した。
これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○森木利治君
では、最低賃金法改正についてお聞きしたいと
思います。

第一点目は、お二方の参考人から御意見を伺いたいと思います。荒木参考人と長谷川参考人にお聞きしたいと思います。

最低賃金法は、第九条第一項の地域別最低賃金はあまねく全国地域について決定されなければならぬこと、三項の労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするところにつきましてどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思ひます。お願ひします。

(参考人)荒木尚志君 最低賃金法では、今回、労働者は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようなどう文言が入っております。これは最低賃金法の理念を実は議論しないと難しい問題だとどうふうに思っています。

最低賃金法は、労働条件、人たらに値するうな生活を営むための最低賃金という問題と、実はその産業に公正な最低賃金という二つの理念が実は混在しているんだというふうに思っています。現在問題となつておりますのは、言わば憲法二十五条の基準にも達しないような最低賃金が設定されている、最低賃金の設定においては、その問題が最近クローズアップされまして、その点でのます整合性を取らうというふうに思いますが、その点ではこれは意義があると思いますが、さらには余り議論がされてないのかもしませんけれども、当該産業に公正な賃金というのをどう考えるかと、これにても今後議論を詰めていくて、最低賃金の性格について考えていくことも必要ではないかと

うふうた考えております。

長谷川参考人にお聞きいたします

この最低賃金法に最もどうしたものかを要請等されるかについてお聞きいたしたいと思います。

○参考人(長谷川裕子君) 私は、最低賃金と

都道府県労働局長が必要があると認めるとき

「うのは本当に、ワーキングアのことでね、格差のことを考えばとても重要な法案だと思ってます。」

に決定をすることができるとなつて、いたわけです
が、今回の改正で、要するに全國どこでも決めて
なければならぬこととなつたことは非常な評価だ
というふうに思つております。

それから、九条の二項で、地域における労働
者の生計費及び賃金並びにといふのと、通常の
事業の賃金支払能力を考慮して定められなければ
ならぬことあるわけですが、この点についで
言えど、やはり地域における労働者とどうい
とは地域における労働者全体を指すこととは當
然でありますので、比較する対象もやはり適用
対象者全體とするといふことが必要なのでは、
当然ではないかというふうに考えております。

それと、通常の事業の賃金支払能力といふ

とありますけれども、正常な経営をしていわ

ば、事業経営をしていれば通常に払えるはずでありますので、そういう意味では賃金経費の負担能力があるというふうに思いますので、通常の労働者に、事業に対する労働者への賃金支払能力は十分にあるというふうに考えたことができるのではないかというふうに思います。

それがかり 力家の三項で、労働者の生活費を考慮する一端として其の労働者が其の文化的

考慮するに当たっては、学術者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにな

生活保護に関する施策との整合性に配慮すること、そういう意味では、生活保護と

の調整というのがあくまで相互考慮の一つとしてありますて、その考慮する中で、生計費の一

の要素として生活保護があるという趣旨で書かれていた。うつむいた思いがますので、今回の

そういう意味では、改正は非常に良かったのではないかというふうに思っております。

○轟木利治君 最後に御質問させていただきます。

長谷川参考人にお聞きいたします。

等されるかについてお聞きいたしたいと思いま
○参考人(長谷川裕子君) 私は、最低賃金